

## ②自活訓練の実施状況

半数以上の44施設（51％）で、自活訓練が行われており、これについては、自活訓練が、支援費制度への移行により、制度の中に組み入れられたことが原因とも考えられる。なお、対象について、人員は総員で137人、1施設あたりの平均実施人数は約3人である。

## ③地域移行の状況

施設からの13年度、14年度の地域移行の総数は243名、85施設総定員の5981名と比較すると、総体で年平均約2％の退所率となっている。

グループホームを運営する53施設からの移行が、移行総数243名の内229名（94％）となっており、知的障害施設からの地域生活への移行がグループホームを中心に行われていることが分かる。

### （2）利用者の調査結果

利用者については、①年齢、②性別、③障害の程度、④自活訓練の経験、⑤今いる施設が好きか嫌いか、⑥施設にずっと暮らしたいかどうか、⑦困ったことはないか（あった場合の事例を自由記述）の7項目について調査を行った。

研究班内では、当初、具体的な移行の場所（グループホーム、単身生活、家族との同居）の情報を示して調査したいという意見があったが、聞き取り調査ということを配慮し、分かりやすい質問で行うこととした。

なお、回答数は1527名中1114人で、回答率は約73％である。

### ①年齢

年齢は、平均で44.2歳である。しかし、県別での差異を見ると、最高は神奈川県の47.6歳、最低は岩手県の39歳で

ある。

なお、年代別の人数は次のとおりである。

10歳代	24人（2％）
20歳代	184人（17％）
30歳代	222人（20％）
40歳代	229人（21％）
50歳代	296人（27％）
60歳代	113人（10％）
70歳以上	37人（3％）

### ②性別

性別は、施設に依頼する段階で、配慮を依頼した結果、女性535名、男性566名と、ほぼ同数となっている。

### ③障害の程度

障害の程度については、各施設への調査の依頼段階で、一定程度地域移行の意味を理解できる人を対象にと依頼したが、軽度281人（25％）、中度429人（39％）、重度の人も333人（30％）との結果を得た。

### ④自活訓練の経験

自活訓練の経験は、四分の一弱の266人（24％）の人が経験をしていた。

この経験者の意向については、別途述べることとするが、自活訓練を行った人が再度施設を利用していることについては考えさせられた。

### ⑤今いる施設が好きか、嫌いか

現在居住している施設について、「好き」と答えた人が、674人（60％）と、半数以上となっている。

これについては、現状を肯定的に捉えたいとする感情が示されたと考え、質問項目として適切であったかどうか、反省させられるところである。

⑥施設に暮らしたいか、暮らしたくないか  
施設に暮らしたいか、暮らしたくないかの質問について、施設で暮らしたいと答えた人が446人(40%)、施設で暮らしたくないと答えた人が457人(41%)で、施設で暮らしたくない人が若干数を上回った。

これらの、施設で暮らしたくないという回答の中には、両親や兄弟など、家族と一緒に暮らしたいという意向も含まれると思われるが、最終的には地域居住の場の確保が必要となってくるので、ここでは潜在的なニーズとして、将来の地域移行の件数とした。

#### ⑦困ったことはないか

施設内で困っていることはないかとの設問については、461人(41%)の人が困ったことがあると回答し、また、具体的な内容については、454人の人が回答している。

主な内容は、「うるさい人がいる」、「他の利用者とのトラブル」、「物が無くなる」等人間関係に起因するものが大半を占めた。施設の集団生活がストレスになっていることがうかがえる。

また、これらの回答について、各質問項目との関連を見た。

まず、自活訓練の経験者についてみると、266人中、153人(58%)の人が、施設の継続的利用を望んでいなかった。

また、グループホームを運営する施設の利用者と、運営しない施設の利用者については、ホームを運営している施設の利用者751人のうち344人(46%)、ホームを運営していない施設利用者については363人中113人(31%)が継続利用を望んでいなかった。

障害程度については、軽度の人281人

のうち140人(50%)、中度の人については429人中200人(47%)、また、重度の人についても333人中98人(30%)の人が施設の継続利用を望んでいなかった。

なお、年代における継続希望を望まない人は、次のとおりである。

10歳代	24人中	18人	(75%)
20歳代	184人中	104人	(57%)
30歳代	222人中	93人	(42%)
40歳代	229人中	95人	(41%)
50歳代	296人中	99人	(33%)
60歳代	113人中	33人	(29%)
70歳以上	37人中	13人	(35%)

若年層ほど施設の継続利用を望まない人が多いが、高年齢でも継続的な利用を望まない人が一定程度存在するという結果を得た。

#### (3) 保護者の調査結果

保護者については、利用者とはほぼ同様の質問肢としたが、具体的には次のとおりである。

①年齢、②性別、③利用者との関係、④利用者本人の障害の程度、⑤利用者の年齢、⑥利用者本人が施設に満足していると思うかどうか、⑦今後の生活の場として施設がふさわしいかどうかである。

なお、研究班より各施設に保護者の選考とアンケートの郵送を依頼した数が利用者と同数の1527人、このうち回答のあったのは894人で、回答率は約59%である。

### ①年齢

保護者の年齢について、最低は25歳、最高は96歳で、平均は64歳であった。年代的には、次のとおりである。

20～30歳代	8人 (0.9%)
40歳代	41人 (5%)
50歳代	243人 (27%)
60歳代	348人 (39%)
70歳代	195人 (22%)
80歳以上	59人 (7%)

### ②性別

性別については、女性464人(52%)、男性428人(48%)である。

### ③利用者との関係

利用者との関係は、両親が674名(75%)、このうち、母親が351人(39%)、父親が323人(36%)である。

兄弟姉妹になると、174人(19%)、その他が30名(3%)であった。

### ④利用者の障害程度

保護者調査における利用者の障害程度は、軽度43人(5%)、中度166人(19%)、重度682人(76%)であった。

### ⑤利用者の年齢

利用者の年齢は、最低が16歳、最高が83歳で、平均は40歳である。

### ⑥利用者の満足度を保護者はどう考えているか

保護者が、利用者が施設に対し満足しているかという問いに対し、満足していると考えている保護者が546人(61%)、満足していないが91人(10%)、どちらとも言えないが255人(29%)であった。

### ⑦今後の施設居住について

施設の利用について、今後も利用することが適当が676人(76%)、今後施設の継続利用はしないが87人(10%)であり、どちらとも言えないという回答が126人(14%)あった。

なお、保護者については自由記述の意見欄を設定したが、回答数894名のうち、587名(66%)からの記述があった。

その多くは、「地域での生活が理想であるが、障害が重く、現実に現状のサービスでは無理。」との内容で、今後の施策推進のあり方について考えさせられるとともに、今後、支援費制度への移行において可能となった居宅系のサービス利用の適切な情報提供等への工夫を認識させられた。

次に、各質問項目について関連をみた。

まず、利用者本人の障害程度と保護者の意向については、重度の障害のある人については、682人中46名(7%)、中度の障害がある人は166人中23名(14%)、軽度の人42人中18人(43%)の人の保護者が継続利用を望んでいなかった。

また、利用者の年齢と保護者の継続利用を望まない意向については、次のとおりである。

10歳代	13人中	9名 (69%)
20歳代	171人中	37名 (22%)
30歳代	285人中	22名 (8%)
40歳代	179人中	12名 (7%)
50歳代	149人中	3名 (2%)
60歳代	61人中	1名 (2%)

利用者本人の年齢が高くなるほど継続利用を望まない保護者の割合は少なくなり、70歳以上では全員が施設の継続利用を望んでいた。

また、グループホームを運営している施設を利用している利用者の保護者について

は、497人中62名（12％）の保護者が施設の利用を望んではおらず、運営していない施設の保護者は398名中25名（6％）が継続利用を望んでいなかった。

#### （４）地域別の格差

調査については、各都県市の比較も行った。

グループホームを運営する施設については、国基準のグループホームを運営する施設数を比較すると、施設数に比しては、島根県、岩手県、神奈川県が高い数値を示し、東京都及び仙台市に低い傾向が見られた。

また、運営する箇所数を回答のあった施設全定員と比較すると、岩手県と仙台市において高い傾向が見られ、島根県、神奈川県、東京都に低い傾向が見られた。

自活訓練については、実施している施設の割合が、各県とも40％台から60％台の数値が得られた。

施設からの移行率については、岩手県4％、島根県3.7％で高く、東京都1.9％、神奈川県1％、仙台市0.1％と低い数値が見られた。

本人に関する調査で施設利用を継続しない回答については、岩手県と仙台市が回答者の50％台と高い数値を示し、東京都、島根県がそれぞれ36％、神奈川県が17％であった。

保護者に関しては、今後の施設居住について、施設以外の場所を希望する保護者は、岩手県で回答の23％と比較的高い数値が示され、島根県19％、仙台市12％、東京都と神奈川県は4％であった。

これらの結果から、地域移行の意向については、岩手県、島根県に比較的高い傾向がみられ、むしろ大都市及び都市近郊部は低い傾向がみられたが、これがどのような要因によるものかは、今回の調査からは明らかにはできなかった。

## 6. 考察

利用者の施設の継続利用を望まない割合は40％をこえ、多くの利用者が現状で施設利用を望んでいないことが分かった。

しかし、保護者については利用者とは異なり、保護者の10％が、施設の継続利用を望んでいないことが明らかになった。

当面、これら施設以外での生活を望む利用者たちの意思に、どのように応えていくかが具体的な課題となる。

また、この場合、利用者と保護者の地域移行の意識の格差をどのように考えるかが課題として認識された。

更に、利用者や保護者の意向については、自活訓練の体験、また、身近なグループホームの存在等必要な情報提供により、地域移行の意向が高まることが示され、仮説が検証されたと考える。

このことから、今後の地域福祉が順調に展開していけば、利用者、保護者ともに徐々に地域移行の意向が強まるものと考えられる。

利用者本人の年齢が高くとも地域移行を望む人の割合は約30％を示した。

障害程度との関係についても、重度の人の地域移行の意向も30％あり、今後の施策展開について、重度で高齢の人たちについても、本人の希望に添って、グループホーム等の設置が必要となってくるとの結論を得た。

利用者の記述によれば、集団生活に起因するストレスが数多く訴えられており、知的障害のある人の生活の場としての、入所施設への疑問が感じられた。

保護者については、年齢が高くなるとともに施設の利用を望まない人は少なくなり、また、障害の重い人の保護者で施設の利用を望まない人は少ない傾向を示した。

以上のことから、今後の地域福祉の推進については、グループホームの増設をはか

る、必要な情報の提供と相談を中心に地域生活支援を行う、居宅生活支援（ホームヘルプサービス）等をグループホームや地域での居住に積極的に導入することが必要となってくると考える。

施設からの地域生活への移行が、グループホームを中心に行われていることから、今後は、法人施設にあっては、直接に当該施設が運営するグループホームへの移行のみを考えるだけでは不十分であろう。

この場合、利用者の出身地等を考慮し、ケアマネジメントの手法も用いて、今後増加が見込まれる多様な機関が運営するグループホーム等への移行も考慮すべきである。

## 7. おわりに

本研究については、主任研究者の岡田喜篤先生のもと、13の研究班が組織され、当分担研究班も育成会関係者を中心に8名の研究者で構成され研究をすすめた。

研究については、回答を寄せていただいた、利用者の方、保護者の方、更には聞き取り調査等をはじめご尽力いただいた施設職員のご協力により実施できたと考える。

報告を閉じるにあたり、ご協力に感謝したい。

分担研究者

志賀 象二

社会福祉法人藤沢育成会知的障害者入所更生施設  
湘南あおぞら施設長

研究協力者

室崎 富恵

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会副理事長  
堀井 恵一

社会福祉法人東京都知的障害者育成会事務局次長  
長葭千恵子

社団法人岩手県手をつなぐ育成会相談員

根来 正博

社会福祉法人藤沢育成会サービスセンターばる所長

戸田 健一

社会福祉法人藤沢育成会知的障害者通所更生施設  
湘南ゆうき村支援課長

岡庭 千奈

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会事務局員

鈴木 伸佳

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会事務局員

厚生労働科学研究

障害者（児）の地域移行に関連させた身体・知的障害関係施設の機能の体系的なあり方に関する研究

作業施設（福祉的就労）共同研究グループ

2003年度研究報告書「作業施設体系に関する研究」

小規模通所授産施設及び小規模作業所に関する実態と  
課題把握のための調査

2004年3月

作業施設（福祉的就労）共同研究グループ

分担研究者 藤井克徳

# 小規模通所授産施設及び小規模作業所に関する実態と 課題把握のための調査

## 1. 実施主体

- ・ 藤井克徳(きょうされん常務理事)
- ・ 住所: 〒164-0011 東京都中野区中央 5-41-18 東京都生協連会館 5F
- ・ TEL: 03-5385-2223 FAX: 03-5385-2299

## 2. 目的

作業施設体系に関する調査を実施するにあたって、小規模作業所・小規模通所授産施設の実態を把握することは不可欠であり、その基礎データを入手すること

## 3. 対象・方法等

### 1) 対象

- ・ 対象: 2003年8月1日段階の都道府県・政令指定都市・中核市・東京特別区

### 2) 方法

- ・ 依頼及び回収ともに郵送または FAX
- ・ 締め切り日以後の不明箇所等の聴き取りについては、FAX、電話、メールを使用

## 4. 期間

- ・ 2003年6月1日～2003年11月30日

2003年度都道府県・政令指定都市・中核市・東京特別区  
小規模作業所・小規模通所授産施設数一覽

都道府県名	身体・知的障害者		精神障害者		合計		増減	小規模通所授産施設			合計 02年10月現在
	03年度	02年度	03年度	02年度	03年度	02年度		身体	知的	精神	
北海道	106	109	56	56	162	165	-3	0	2	2	4
青森県	19	18	17	16	36	34	2	0	1	2	3
岩手県	46	42	28	25	74	67	7	0	1	0	1
宮城県	36	38	35	36	71	74	-3	0	0	1	1
秋田県	14	13	13	12	27	25	2	0	1	0	1
山形県	43	43	18	18	61	61	0	0	2	0	2
福島県	90	57	35	31	125	88	37	0	0	0	0
茨城県	75	73	23	23	98	96	2	1	1	0	2
栃木県	35	42	22	23	57	65	-8	0	1	1	2
群馬県	50	48	29	22	79	70	9	0	0	1	1
埼玉県	179	197	63	73	242	270	-28	2	3	2	7
千葉県	124	123	30	28	154	151	3	2	1	2	5
東京都	328	353	227	235	555	588	-33	18	23	41	82
神奈川県	133	165	79	76	212	241	-29	0	1	0	1
新潟県	52	44	34	35	86	79	7	0	2	2	4
富山県	15	22	16	16	31	38	-7	0	3	2	5
石川県	17	19	13	15	30	34	-4	0	2	0	2
福井県	3	5	0	3	3	8	-5	0	0	0	0
山梨県	31	30	14	14	45	44	1	0	2	0	2
長野県	94	88	42	43	136	131	5	0	1	2	3
岐阜県	54	52	12	12	66	64	2	0	2	0	2
静岡県	76	86	26	23	102	109	-7	0	2	3	5
愛知県	40	40	31	31	71	71	0	1	4	2	7
三重県	76	73	15	15	91	88	3	0	1	1	2
滋賀県	73	82	11	12	84	94	-10	0	0	0	0
京都府	27	26	21	20	48	46	2	2	2	3	7
大阪府	224	264	50	78	274	342	-68	1	7	9	17
兵庫県	205	199	66	62	271	261	10	0	0	2	2
奈良県	34	36	6	3	40	39	1	0	5	0	5
和歌山県	21	19	21	19	42	38	4	0	0	2	2
鳥取県	36	32	14	13	50	45	5	0	1	0	1
島根県	27	30	28	25	55	55	0	0	3	0	3
岡山県	35	32	47	47	82	79	3	0	0	0	0
広島県	68	75	27	26	95	101	-6	3	6	2	11
山口県	40	41	20	20	60	61	-1	1	1	1	3
徳島県	25	24	12	13	37	37	0	0	3	0	3
香川県	21	20	7	7	28	27	1	1	2	0	3
愛媛県	19	21	27	27	46	48	-2	0	0	0	0
高知県	10	7	11	14	21	21	0	0	1	0	1
福岡県	48	57	18	18	66	75	-9	1	0	0	1
佐賀県	15	17	9	9	24	26	-2	2	2	0	4
長崎県	29	24	35	33	64	57	7	0	2	0	2
熊本県	27	24	12	12	39	36	3	0	0	0	0
大分県	11	13	20	20	31	33	-2	2	0	0	2
宮崎県	25	23	15	15	40	38	2	0	0	0	0
鹿児島県	23	25	9	10	32	35	-3	0	0	0	0
沖縄県	47	45	29	22	76	67	9	1	1	0	2
小計	2,826	2,916	1,393	1,406	4,219	4,322	-103	38	92	83	213

※小規模作業所：数字は補助金交付対象ヵ所数(予算)で計上、2003年8月1日現在、きょうせけん調べ  
東京都の財政調整金算入は区単独制度として整理したので都の合計から除いた

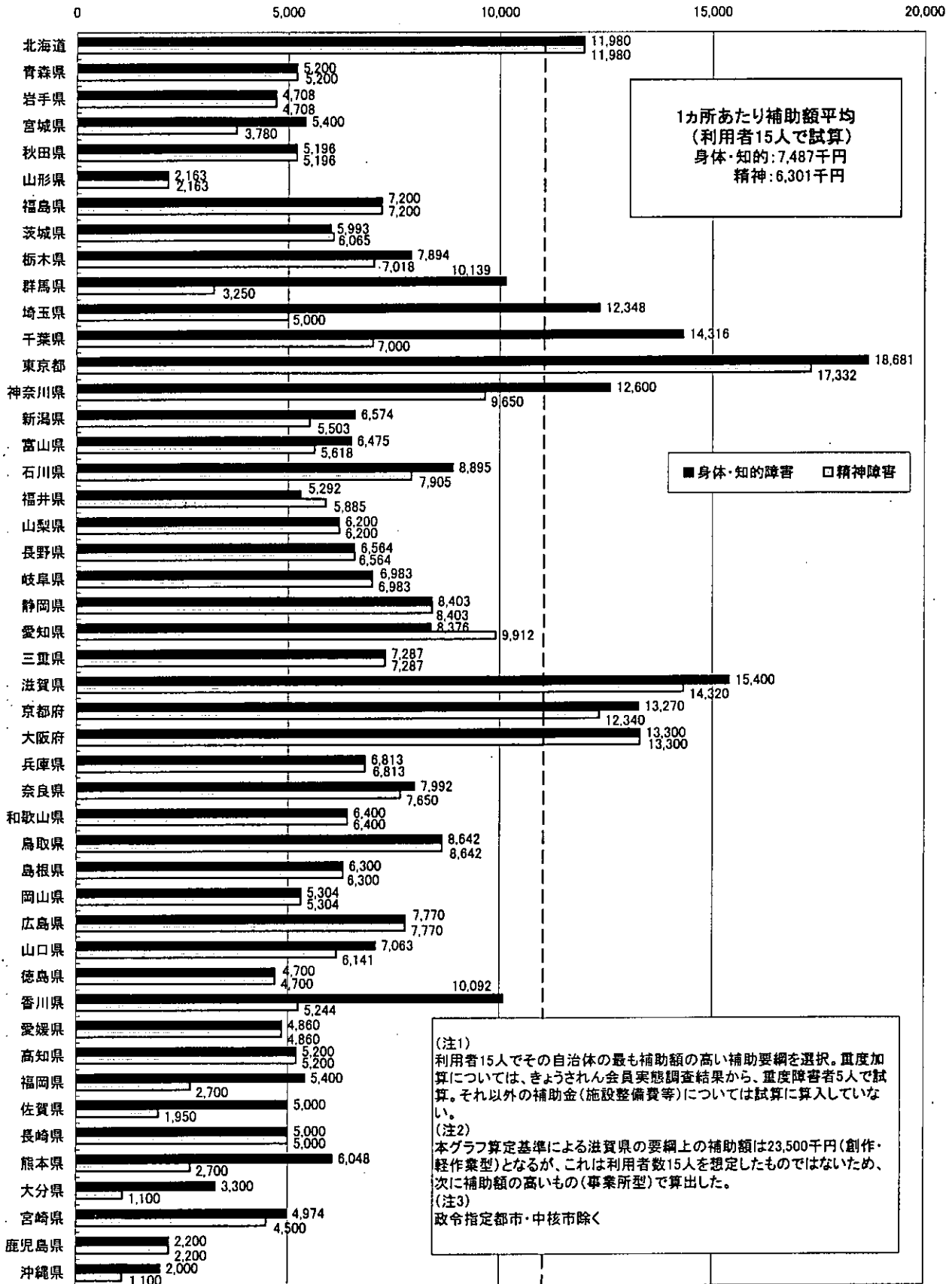
※小規模通所授産施設：2002年10月1日現在、厚生労働省調べ(社会福祉施設等調査)





# 2003年度小規模作業所に対する都道府県補助金比較(1カ所あたり)

2003年8月1日現在 きょうされん調べ



1カ所あたり補助額平均  
(利用者15人で試算)  
身体・知的: 7,487千円  
精神: 6,301千円

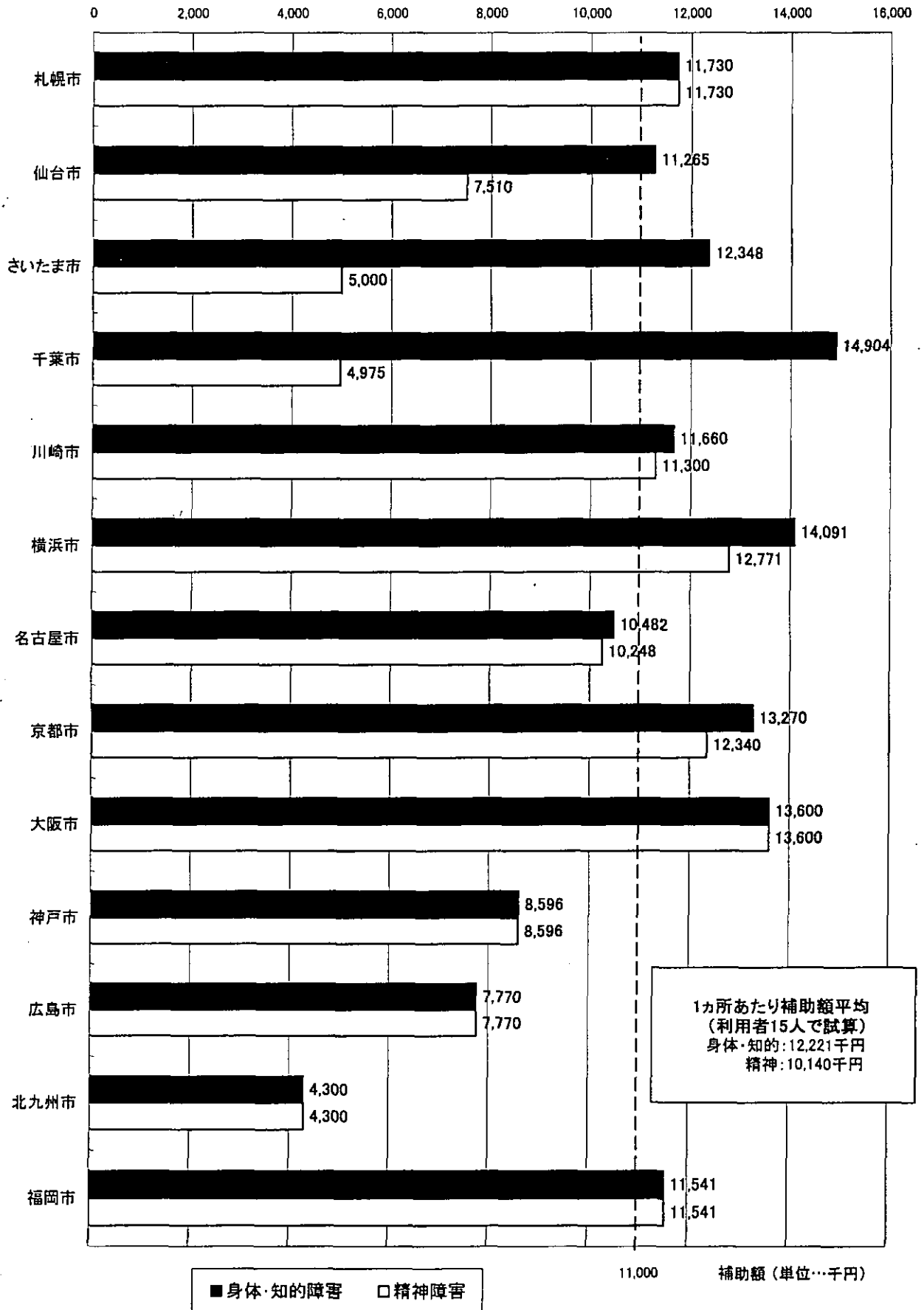
■ 身体・知的障害 □ 精神障害

(注1)  
利用者15人でその自治体の最も補助額の高い補助要綱を選択。重度加算については、きょうされん会員実態調査結果から、重度障害者5人で試算。それ以外の補助金(施設整備費等)については試算に算入していない。

(注2)  
本グラフ算定基準による滋賀県の要綱上の補助額は23,500千円(創作・軽作業型)となるが、これは利用者数15人を想定したものではないため、次に補助額の高いもの(事業所型)で算出した。

(注3)  
政令指定都市・中核市除く

2003年度小規模作業所に対する政令指定都市補助金比較(1カ所あたり)



2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
北海道	障害者地域共同作業所 運営費補助金交付要綱 (1998年)	保健福祉部 障害者保健 福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 道:1/2 市町村:1/2	基準額改定	391,079 (384,148)	108 (108)	【運営費】 ・I型: A 利用者5~10人未満 職員2人(常勤1) 週5日 年額 6,680千円 B 利用者10~15人未満 職員3人(常勤1) 週5日 年額 9,080千円 職員2人(常勤2) 週5日 年額 9,080千円 ・II型: A 利用者5~20人未満 職員3人(常勤2) 週5日 年額 11,500千円 B 利用者5~10人未満 職員1人 週5日 年額 2,710千円 C 利用者10~15人未満 職員1人 週5日 年額 3,180千円 D 利用者15~20人未満 職員1人 週5日 年額 3,380千円 ・特別指導費加算:利用者のうち重度障害者(身体障害1.2級,療育手帳A,精神障害者手帳1級所持者)1人あたり年額96千円
青森県	青森県障害者小規模作 業所運営費補助金交付 要綱(2003年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	要綱一本化 (身体・知的・ 精神)	206,075 (198,655)	36 (54)	【運営費】 ・A 利用者17人以上 職員3人 週4日以上 年額 7,800千円 ・B 利用者10~16人 職員2人 週4日以上 年額 5,200千円 ・C 利用者5~9人 職員1人 週4日以上 年額 2,600千円
岩手県	障害者作業所設置運営 費補助金交付要綱 (2003年) (福祉的労務拠点 支援事業) (重度知的障害者型 重症心身障害者型 作業所設置運営費 補助事業)	保健福祉部 障害福祉 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者 身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	要綱改定	110,122 (132,802)	64 (67)	【運営費】 ・AとBの合計 A 月額 4,900円 × 4/1現在の利用者数 × 稼働月数(年度途中から実施する作業所については実施日) B 月額 159,400円 × 職員数(利用者5~7人は1人, 8~15人は2人, 16人以上は3人) × 稼働月数 ・受注開発経費:月額30千円 × 実施月数
宮城県	宮城県心身障害者通所 支援事業費補助金交付 要綱(2000年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村等 県:1/2 市町村:1/2	なし	79,974 (82,564)	36 (38)	【運営費】 ・A 利用者10人 職員3人 週5日 月額 450千円 ・B 利用者10人 職員2人 週5日 月額 315千円 ・C 利用者10人 職員1人 週5日 月額 180千円 ・D 利用者10人 職員1人 週3日以上 月額 108千円 【運営費その他】 ・施設整備費:(新築)25,000千円、(増改築)4,000千円(いずれも限度額)
宮城県	宮城県精神障害者社会 復帰支援運営費補助金 交付要綱(1990年)	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	要綱改定	49,722 (44,698)	35 (36)	【運営費】 ・A 利用者16人以上 専任職員1人補助2人 月額 400千円 ・B 利用者11人~15人 専任職員1人補助1人 月額 315千円 ・C 利用者5人~10人 専任職員1人 月額 225千円
宮城県	宮城県精神障害者小規 模作業所施設整備事業 費補助金交付要綱(1995 年)	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	0 (0)	0 (0)	【運営費その他】 ・施設整備費:新設15.8㎡ × 定員 × 140,400円 = 22,500千円(限度額) 増改築4,500千円(限度額)
秋田県	秋田県心身障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(1987年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	要綱改定	32,585 (30,733)	14 (13)	【運営費】 ・A 利用者10人未満 職員1人 週4日以上 月額280千円 職員2人以上 月額346千円 ・B 利用者10人以上 職員1人 週4日以上 月額368千円 職員2人以上 月額433千円 【運営費その他】 ・設備費(初年度のみ):利用者10人未満 年額 645千円、利用者10人以上 年額1,290千円
秋田県	秋田県精神障害者小規 模作業所補助金交付要 綱(1986年)	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	34,419 (31,122)	13 (12)	【運営費】 ・A 利用者10人未満 職員1人 週4日以上 月額 280千円、職員2人以上 週4日以上 月額346千円 ・B 利用者10人以上 職員1人 週4日以上 月額 368千円、職員2人以上 週4日以上 月額433千円 【運営費その他】 ・設備費(初年度のみ):利用者10人未満 年額645千円、利用者10人以上 年額1,290千円

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる障害者	交付先補助率	前年度から変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
山形県	山形県市町村総合交付金交付要綱(1998年)	健康福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 市町村:定額	なし	152,029 (139,320)	61 (61)	【運営費】 ・A 利用者16人以上 職員(常勤3) 週5日 年額 3,029千円 ・B 利用者8~15人 職員(常勤2) 週5日 年額 2,019千円 ・C 利用者5~7人 職員(常勤1) 週3日 年額 1,009千円 ・重度加算: I 型重度障害者である利用者3~5人 年額144千円 II 型重度障害者である利用者6~8人 年額288千円 III 型重度障害者である利用者9人以上 年額432千円
福島県	福島県障害者小規模作業所運営事業補助金交付要綱(1979年)	保健福祉部 自立生活課 障害者支援グループ	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 市町村:1/2	要綱改定 (57年7月改定) (1人増加算加算)	249,750 (199,900)	90 (88)	【運営費】 ・A 利用者10人以上 専任職員2人以上 月平均18日以上 月額 500千円 ・B 利用者5人以上 専任職員1人以上 月平均18日以上 月額 250千円 ・C 利用者3人以上 職員1人以上 月平均16日以上 月額 125千円 ・人数加算 A 10人を超える4人分まで月25千円/人加算 B 5人を超える4人分まで月25千円/人加算 C 3人を超える1人分 月25千円/人加算
茨城県	茨城県障害者福祉ワーク入運営事業補助金交付要綱(1993年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 市町村:1/2 6年目以降 市町村:1/3 市町村:2/3	基準額改定	114,902 (112,425)	75 (70)	【運営費】 ・A 利用者7~13人 常勤職員1人 週5日 年額 3,118千円 ・B 利用者7~13人 非常勤職員1人 週5日 年額 1,831千円 ・C 利用者14人以上 常勤職員2人 週5日 年額 5,993千円 ・D 利用者14人以上 常勤1人、非常勤1人 週5日 年額 4,708千円 ・E 利用者14人以上 非常勤職員2人 週5日 年額 3,422千円
栃木県	栃木県精神障害者共同作業所訓練補助事業取組補助金交付要綱(1980年)	保健福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 市町村:1/2 市町村:1/2	要綱改定	66,568 (63,941)	23 (23)	【運営費】 ・A 利用者14人以上 職員2人 週4日以上 年額 6,085千円 ・B 利用者7人以上14人未満 職員1人 週4日以上 年額 3,152千円 ・補助指導員増の場合、年額 3,691千円 【運営費その他】 ・土地寄贈掛上料:月額50千円以下の場合全額、50千円を超える場合は50千円+超える額の1/2(限度額月額75千円) ・設備整備費:開設年度のみ 年額 600千円(限度額)
栃木県	栃木県障害者福祉作業所運営事業実施要綱(1976年)	保健福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 市町村:1/2 市町村:1/2	基準額改定	128,603 (139,761)	35 (41)	【運営費】 ・A 利用者5~9人 職員2人 週5日 年額 5,928千円 ・B 利用者10人以上、職員2人 週5日 年額 7,894千円 【運営費その他】 ・初年度掛費(開設年度のみ):300千円
栃木県	栃木県小規模共同作業所運営事業補助金交付要綱(1985年)	保健福祉部 健康課	精神障害者	障害者団体 市町村:1/2 家族会の負担なし	基準額改定	76,539 (84,129)	22 (24)	【運営費】 ・A 利用者10~19人 職員2人 週5日 年額 7,018千円 ・B 利用者5~9人 職員1人 週5日 年額 5,912千円 【運営費その他】 ・初年度掛費(開設年度のみ):300千円

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
群馬県	知的障害児者総合福祉 推進事業床貸補助(1998 年)	保健福祉部 障害政策課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額変更	222,886 (211,488)	50 (48)	【運営費】 ・1型 利用者5人 職員2人 週5~6日 年額 7,245千円 ・2型 利用者10人 職員2人 週5~6日 年額 7,287千円 ・3型 利用者15人 職員3人 週5~6日 年額 10,139千円
	障害者福祉作業所等施設 設備費負担費補助(1997 年)				なし	11,164 (38,448)		【運営費その他】 ・施設整備費 主体工事費(開設年度):142,400円×15.8㎡×利用定員(利用者が10人を超える場合は10人とする) ・施設整備費 主体工事費:31,200円×12人(利用者10人+職員2人)×利用定員(利用者が10人を超える場合は10人とする) ・改修費 主体工事費:59,800円×15.8㎡×利用定員(利用者が10人を超える場合は10人とする) ・改修費 主体工事費:13,100円×12人(利用者10人+職員2人)×利用定員(利用者が10人を超える場合は10人とする) ・改修費 主体工事費:9,870円×15.8㎡×利用定員(利用者が10人を超える場合は10人とする)
埼玉県	精神障害者共同作業所 運営費補助金交付要綱 (1987年)	保健福祉部 保健予防課	精神障害者	市町村 家賃 社会福祉法人 県:定額	なし	74,750 (62,888)	29 (26)	【運営費】 ・利用者10人以上 週5日 年額 3,250千円 ・利用者10人以上 週5日 年額 1,625千円 ・利用者10人未満 週5日 年額 1,825千円 ・利用者10人以上 週4日 年額 2,600千円 ・利用者10人以上 週4日 年額 1,300千円 ・利用者10人以上 週4日 年額 1,300千円 ・利用者10人以上 週3日 年額 1,950千円 ・利用者10人以上 週3日 年額 975千円 ・利用者10人以上 週2日 年額 1,300千円 ・利用者10人以上 週2日 年額 650千円 ・利用者10人以上 週1日 年額 850千円 ・利用者10人以上 週1日 年額 325千円 ・利用者10人以上 週1日 年額 325千円
	埼玉県心身障害者地域 子育て作業費補助金交 付要綱(1978年)	健康福祉部 障害者 福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	1,270,383 (1,169,436)	179 (190)	【運営費】 ・重度障害者(身障手帳1級・療育手帳7/A・身障2級・療育Aの重複):月額99,600円 ・その他:月額53,100円 【運営費その他】 ・初年度設備費・建物改修費:1カ所 500千円(初年度のみ) ・送迎車購入費:1カ所1台 1,800千円
埼玉県	埼玉県精神障害者小規模 作業所運営費等補助 金交付要綱(1988年)	健康福祉部 障害者 福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	156,100 (180,171)	83 (73)	【運営費】 ・A 利用者10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 5,000千円 ・B 利用者7~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 4,200千円 【運営費その他】 ・設備整備費:年間基準額 500千円(補助率3/4)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主官部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
千葉県	千葉県心身障害者福祉 作業所運営費補助金交 付要綱(1978年)	健康福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	異編改定	40,057 (380,521)	80 (61)	〔運営費〕 ①専務費 A常勤職員3人 年額 1,940千円 B常勤職員2人+非常勤職員1人 年額 10,195千円 C常勤職員2人 年額 7,980千円 D常勤職員1人+非常勤職員1人 年額 8,215千円 E常勤職員1人 年額 3,980千円 ②専業費 利用者1人あたり月額(各月19人まで) 〔運営費その他(補助率1/2)〕 (施設整備)・基準面積(含身障)23㎡×利用定員、(知的のみ)15.8㎡×利用定員 ・基準単価(含身障)4,400円×利用定員、(知的のみ)2,800千円×利用定員 (設備整備)・初年度設置:基準単価(含身障)129千円×利用定員、(知的のみ)108千円×利用定員
	千葉県心身障害者小規 模福祉作業所補助金交 付要綱(1993年)		身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	異編改定	208,450 (782,474)	64 (53)	〔運営費〕 ・利用者10人以上 職員数2人以上(うち1人常勤) 開所日数週5日以上 年額 7,000千円 ・利用者5人~9人 常勤職員数1人以上 開所日数週5日以上 年額 4,300千円
	千葉県精神障害者共同 作業所補助金交付要綱 (1985年)		精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2 設置者へ直接 県:全額	異編改定	108,446 (73,109)	30 (24)	〔運営費〕 ・A 職員3人 利用者年間のべ1,500人 週4日以上 年額 7,000千円 ・B 職員3人 利用者年間のべ1,000人 週3日以上 年額 5,200千円 ・C 職員2人 利用者年間のべ500人 週2日以上 年額 3,500千円 ・指導員増員加算:基準を上回って有資格者を雇用した場合 週1日6千円、年間52日を限度 〔運営費その他〕 ・開設支援費 1か所300千円(初年度のみ)

(2003年8月1日現在)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
神奈川県	在宅障害者福祉対策推進事業補助金交付要綱(1977年)	福祉部 障害福祉課	種類は問わ ない (市町村長が 認めたもの)	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	983,322 (719,581)	124 (143)	【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 月額 10,450千円 委託 8,300千円 直営 7,400千円 ・B 利用者15~19人 職員1人以上 月額 9,050千円 委託 7,400千円 直営 6,900千円 ・C 利用者10~14人 職員1人以上 月額 8,250千円 委託 6,800千円 直営 6,350千円 ・D 利用者5~9人 職員1人以上 月額 5,650千円 ・重度加算:1~2級の身体障害者、A1-A2の知的障害者 月額 10千円
	在宅障害者家庭内作業指導事業実施要綱(1977年)	福祉部 障害福祉課	種類は問わ ない (市町村長が 認めたもの)	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	9,076 (10,275)	3 (4)	【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 月額 5,100千円 ・B 利用者15~19人 職員1人以上 月額 4,800千円 ・C 利用者10~14人 職員1人以上 月額 4,500千円
	障害者地域活動センター設置事業要綱(1992年)	福祉部 障害福祉課	種類は問わ ない (市町村長が 認めたもの)	市町村 県:1/2 市町村:1/4	なし	99,705 (133,485)	6 (13)	【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員4人 月額 15,000千円 ・B 利用者15~19人 職員3人 月額 12,600千円
	神奈川県在宅精神障害者地域作業所推進事業補助金交付要綱(1992年)	衛生部 保健予防課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	0 (0)	0 (0)	【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 月額 5,100千円 ・B 利用者15~19人 職員1人以上 月額 4,800千円 ・C 利用者10~14人 職員1人以上 月額 4,500千円 ・D 利用者5~9人 職員1人以上 月額 5,650千円 ・重度加算:1~2級の身体障害者、A1-A2の知的障害者 月額 10千円
新潟県	心身障害者通所援護事業費県費補助金交付要綱(1977年)	福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 その他	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	116,261 (107,036)	52 (44)	【運営費】 ・A 利用者10人 職員3人(内常勤2人以上) 月額 358,800円 + 事業費月額 101,800円 ・B 利用者10人 職員2人(内常勤1人以上) 月額 267,800円 + 事業費月額 101,800円 ・C 利用者5人 職員1人 月額 178,400円 + 事業費月額 50,900円 ・重度加算:重度者5人以上、1か所月額89,200円 【施設整備費:法定施設化に伴う施設整備に対する補助 5,000千円】
	心身障害者通所援護事業施設整備補助金交付要綱(1994年)	福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 その他	市町村 県:1/2 市町村:1/2	要綱修正	84,439 (82,233)	34 (35)	【運営費】 ・A 利用者10人 職員3人(内常勤2人以上) 月額 5,503千円 ・B 利用者10人 職員2人(内常勤1人以上) 月額 4,432千円
	心身障害者通所援護事業施設整備補助金交付要綱(1995年)	福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	0 (0)	0 (0)	【運営費】 ・A 利用者20人以上 職員1人以上 月額 5,100千円 ・B 利用者15~19人 職員1人以上 月額 4,800千円 ・C 利用者10~14人 職員1人以上 月額 4,500千円 ・D 利用者5~9人 職員1人以上 月額 5,650千円 ・重度加算:1~2級の身体障害者、A1-A2の知的障害者 月額 10千円



2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

都道府県名	要綱名 補助金実施施行年	主官部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
富山県	富山県心身障害者通所 訓練事業補助金交付要 綱(1979年)	厚生部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	運営主体 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	61,830 (88,852)	15 (22)	【運営費】 ・A 利用者10人以上 職員2人 週5日 年額 5,818千円(専任指導員が有資格者) 4,991千円(専任指導員が無資格者) ・B 利用者5~9人 職員1人 週5日 年額 3,302千円(専任指導員が有資格者) 2,676千円(専任指導員が無資格者) ・年度加算:1人年額 171,300円(補助基準単価[1人年額]×年度障害者数(補助率1/2)) 【運営費その他】 ・初年度研修費:1カ所年額 1,000千円(新規のみ)
富山県	富山県精神障害者共同 作業所運営事業補助金 交付要綱(1986年)	厚生部 健康課	精神障害者	運営主体 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	47,263 (45,031)	16 (16)	【運営費】 ・A 利用者30人以上 職員専任1人補助2人 週4日以上 年額 7,554千円(専任指導員が有資格者) 6,928千円(専任指導員が無資格者) ・B 利用者20~29人 職員専任1人補助1人 週4日以上 年額 6,043千円(専任指導員が有資格者) 5,417千円(専任指導員が無資格者) ・C 利用者10~19人 職員専任1人補助1人 週4日以上 年額 5,618千円(専任指導員が有資格者) 4,992千円(専任指導員が無資格者) 【運営費その他】 ・初年度研修費:1カ所年額 1,000千円(新規のみ)
石川県	石川県心身障害者小規 模授産事業補助金交付 要綱(1988年)	知事福祉部 障害保健 福祉課	身体障害者 知的障害者 重複障害者	事業実施 団体 県:1/2 市町村:1/2 ただし年度 加算は 県全額	なし	55,893 (62,039)	17 (19)	【運営費】 ・1作業所 年額 207千円×利用者数 <人件費> ・A 利用者 5~14人 年額 1,920千円×2.0人 ・B 利用者 15~19人 年額 1,920千円×2.5人 ・年度加算:年額 198千円×年度重複障害者数(障害手帳A+身障手帳3級以上) 【運営費その他】 ・通所交通費補助金:通所費用の1/2 ・施設整備費・設備整備費:要望の都度財政課と協議し予算化 事業費の約1/2
石川県	石川県精神障害者小規 模作業所運営事業補助金 交付要綱(1988年)	福祉環境部 障害福祉課	精神障害者	事業実施 団体 県:1/2 市町村:1/2	なし	50,225 (59,121)	13 (15)	【運営費】 ・A 週4日以上 通所者15~19人 1人年額207千円×利用者数+人件費1,920千円×2.5人 ・B 週4日以上 通所者 5~14人 1人年額207千円×利用者数+人件費1,920千円×2人 【運営費その他】 ・利用者交通費:作業所又は授産施設への通所費用の1/2補助 ・施設整備費・設備整備費:要望の都度、財政課と協議し予算化する 事業費の約1/2
福井県	福井県心身障害者(者) 小規模通所訓練事業業 務要綱(1978年)	福祉環境部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	15,876 (10,752)	3 (4)	【運営費】 ・利用者10人 職員1人 週5日 月額 441千円
福井県	福井県精神障害者社会 復帰施設運営事業費補助 金交付要綱(1984年)	福祉環境部 健康増進課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	0 (8,826)	0 (3)	※小規模作業所がすべて認可されたため、今年度の予算化はない 【運営費】 ・利用者10人~20人 職員2人 週5日 年額 5,885千円
山梨県	山梨県心身障害者小規 模作業所運営事業補助金 交付要綱(1985年)	福祉保健部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	73,450 (65,506)	31 (30)	【運営費】 ・A 利用者5~10人 職員1人 週5日 年額 3,100千円 ・B 利用者11~19人 職員2人 週5日 年額 8,200千円 【運営費その他】 ・初年度設備整備費:年額 300千円
山梨県	山梨県精神障害者小規 模作業所運営事業補助金 交付要綱(1984年)	福祉保健部 健康増進課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	40,031 (38,750)	14 (14)	【運営費】 ・A 利用者5~10人 職員1人 週5日 年額 3,100千円 ・B 利用者11~19人 職員2人 週5日 年額 8,200千円 【運営費その他】 ・初年度設備整備費:年額 300千円

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主催機関	対象となる障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
長野県	障害者等共同作業訓練 事業補助金交付要綱 (1984年)	社会福祉 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者 老人	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	318,392 (280,112)	94 (88)	【運営費】 -A 利用者20人以上 月額 635千円+(利用者-19人)×22千円(限度額877千円) -B 利用者15~20人未満 月額 525千円+(利用者-14人)×22千円 -C 利用者10~15人未満 月額 405千円+(利用者-9人)×24千円 -D 利用者5~10人未満 月額 45千円×利用者数 【運営費その他】 -主林工事費:鉄筋180.3千円×15.8㎡×定員、ブロック157.7千円×15.8㎡×定員、 木造180.3千円×15.8㎡×定員(いずれも15人限度) -初年度昇昇費:198千円×1日平均通所者数(15人限度)
岐阜県	精神障害者社会復帰訓練 事業補助金交付要綱 (1988年)	衛生福祉 保健予防課	精神障害者	市町村	基準額改定	130,581 (104,324)	42 (49)	【運営費】 -A 利用者20人以上 月額 635千円+(利用者-19人)×22千円(877千円限度) -B 利用者15~20人未満 月額 525千円+(利用者-14人)×22千円 -C 利用者10~15人未満 月額 405千円+(利用者-9人)×24千円 【運営費その他】 -主林工事費:鉄筋・木造 169,300円×15.8㎡×定員、ブロック148,200円×15.8㎡×定員 -初年度昇昇費:197千円×1日平均通所者数(15人限度)
岐阜県	岐阜県心身障害者小規模 複施設事業費補助金交 付要綱(1983年)	健康福祉 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	168,539 (155,993)	54 (54)	【運営費】 -A 利用者1人 週5日 月額 337千円×開設月数+(利用者数-5)×月額3千円 -B 利用者10人以上 職員2人 週5日 月額 498千円×開設月数+(利用者数-10)×月額3千円 -複施設:月額 14,180円×知的障害者重度者数 月額 8,100円×身体障害者重度者数 【運営費その他】 -初年度設備整備費(初年度のみ) 300千円×事業所数 -施設整備費 15.8㎡×定員(20名程度)×県補助基準単価
静岡県	岐阜県心身障害者小規模 複施設事業費補助金 事業補助金	健康福祉 福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	8,147 (49,250)	1 (3)	【運営費】 -職員2人 週5日 年額 5,952千円 利用者10人以上を越えた場合1人につき 月額3千円(限度360千円) -複施設:月額 14,180円×対象人数×月数 *ただし、手帳1級2級所持者のみ対象 【運営費その他】 -初年度設備費 新開設作業所を対象に初年度のみ加算 1カ所30千円
静岡県	障害者自立支援総合助 成事業補助金交付要 綱(2000年)	健康福祉部 障害者支援 課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	282,310 (344,439)	76 (66)	【運営費】 利用者 5人~10人 職員2人 週5日以上 年額 4,023千円 利用者 5人~10人 職員3人 週5日以上 年額 6,092千円 利用者 11人~20人 職員3人 週5日以上 年額 6,934千円 利用者 11人~20人 職員4人 週5日以上 年額 8,403千円 【運営費その他】 -施設整備費:A型 RC:木造 15,820千円/鉄骨 13,840千円、B型 RC:木造 23,730千円/鉄骨 20,760千円 -授産装置設備整備費:1作業所年額1,000千円(上限) -設備強化推進費:1事業所あたり 200千円(1施設2事業所限度)
愛知県	心身障害者地域環境育 成事業補助金交付要綱 (1975年)	健康福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	131,888 (116,616)	40 (40)	【運営費】 -A 利用者5~9人 職員1人 週5日 月額 349千円 -B 利用者10人以上職員2人 週5日 月額 698千円
愛知県	精神障害者小規模保護 事業所通所訓練事業費 補助金交付要綱(1988 年)	健康福祉部 障害福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	116,128 (121,247)	31 (31)	【運営費】 -A 利用者10人以上 職員2人以上 週4日以上 年額 9,912千円 (県限度額4,460千円) -B 利用者5~9人 職員1人以上 週4日以上 年額 5,052千円 (県限度額2,273千円) 【運営費その他】 -施設整備費:A:150㎡×125千円=年額18,750千円 B:160㎡×125千円=年額20,000千円(補助率1/3) -設備整備費:A:3,000千円 B:2,000千円(補助率1/3)

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主管部局課	対象となる障害者	交付先補助率	前年度から変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算)	算定基準
三重県	三重県心身障害者小規模作業所事業費補助金交付要綱(1998年)	健康福祉部 障害福祉 チーム	身体障害者 知的障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	基準額改定	221,082 (199,025)	76 (79)	【運営費】 ・A 利用者5~9人 専任職員1人補助職員1人 週5日以上 年額 4,407千円 ・B 利用者10~14人 専任職員2人 週5日以上 年額 5,780千円 ・C 利用者15人以上 専任職員2人補助職員1人 週5日以上 年額 7,287千円 【運営費その他】 ・施設整備費:施設あたり13,670千円以内×1/2以内(150,200円×8㎡×12人)
	三重県精神障害者共同(小規模)作業所運営費補助金交付要綱(1999年)	健康福祉部 障害福祉	精神障害者	市町村	なし	46,603 (43,125)	15 (16)	【運営費】 ・A 職員専任1人、補助1人 利用者5~9人 週5日 年額 4,407千円 ・B 職員専任2人、利用者10~14人 週5日 年額 5,760千円 ・C 職員専任2人、補助1人 利用者15人以上 週5日 年額 7,287千円 【運営費その他】 ・施設整備費:補助基準額 14,284千円(補助率1/2)
滋賀県	滋賀県障害者共同作業所入所事業費補助金交付要綱(1978年)	健康福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	528,194 (527,888)	73 (79)	【運営費】 ・基本型:利用者1人あたり月額73千円、特別訓練加算1人あたり月額3千円 ・事業所型:1か所あたり(規模別)5~7人 月額525千円、8~10人月額750千円、11~13人月額975千円、14~16人月額1,200千円、17人以上月額1,425千円 ・創作・軽作業型:利用者1人あたり14年度月額125千円(2.5対1) ・管理費:1か所年1,000千円 【運営費その他】 ・職員研究活動促進費:1か所年120千円
	滋賀県障害者共同作業所整備費補助金交付要綱(1994年)	健康福祉部 健康対策課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村	なし	17,873 (7,543)	12 (9)	【運営費その他】 ・施設整備費:新・増築 4,500(9,000)千円×1/3、改修 1,500(3,000)千円×1/3 ・施設整備費:機械・設備 3,000(12,000)千円×1/3 ※( )…事業所型
滋賀県	滋賀県精神障害者共同作業所運営費補助金交付要綱(1991年)	健康福祉部 健康対策課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	90,520 (98,438)	11 (12)	【運営費】 ・利用者1人月額 73千円 ・特別訓練加算:1人あたり月額3千円 ・管理費:1か所年1,000千円 【運営費その他】 ・職員研究活動促進費:1か所年120千円 【運営費その他】
	滋賀県精神障害者共同作業所整備費補助金交付要綱(1991年)	健康福祉部 健康対策課	精神障害者	市町村	なし	0 (0)	0 (0)	【運営費その他】 ・施設整備費:建物の新築、増築、購入:3,000千円×1/2 建物の改修:1,000千円×1/2 ・施設整備費:666千円×1/2
京都府	京都府障害者共同作業所入所事業費補助金交付要綱(1976年)	保健福祉部 障害者保健 福祉課	身体障害者 知的障害者 精神障害者	市町村 府:1/2 市町村:1/2	健康増進費・ 研修補助 廃止	192,439 (190,637)	21 (25)	【運営費】 ・利用者1人あたり月額 63千円+管理費 年額 1,000千円 ・産産加算:(身障1・2級、療育A)対象者1人あたり月額 15,500円 【運営費その他】 ・職能技術補助:日額 6千円(100日限度) ・企業実習補助:要員1人 日額 6千円(施設年間15日を限度)
			精神障害者	市町村		112,678 (107,894)	21 (21)	

2003年度地方自治体単独補助金制度調査【小規模作業所】別表

(2003年8月1日現在)

都道府県名	要綱名 補助金要綱施行年	主官部局課	対象となる 障害者	交付先 補助率	前年度から 変更事項	年度当初予算総額 (前年度決算) 単位千円	対象作業所数 (前年度決算数)	算定基準
大阪府	大阪府障害者福祉作業所運営事業補助金交付要綱(2002年)	障害保健福祉室 就労支援課	身体障害者 知的障害者 その他	【運営費】 市町村 府:1/2 市町村:1/2	なし	857,787 (1,044,896)	224 (289)	【運営費】 ・A.利用者15人以上 職員1人以上 週5日 年額 13,300千円 ・B.利用者10~14人 職員1人以上 週5日 年額 8,900千円 ・C.利用者7~9人 職員1人以上 週5日 年額 6,500千円 ・D.利用者5~6人 職員1人以上 週5日 年額 4,500千円 【平成14年度以降新設するもの】 ・I型 7人以上 職員1人以上 年額8,500千円 ・II型 5~6人 職員1人以上 年額4,500千円 【平成14年度補助金制度改正】 A、B、C、Dについて、小規模通所授産施設に移行 まで(平成16年度末まで)の経過措置として補助す る ※平成13年度までに府が設置を認めているもの
大阪府	大阪府障害者共同作業所運営事業補助金交付要綱(2002年)	健康福祉部 障害保健福祉室 精神保健福祉課	精神障害者	【運営費】 市町村 府:1/2 市町村:1/2	なし	275,970 (478,100)	50 (63)	【運営費】 ・A.利用者15人以上 週5日 年額 13,300千円 ・B.利用者10~14人 週5日 年額 8,900千円 ・C.利用者7~9人 週5日 年額 6,500千円 ・D.利用者5人以上 週5日 年額 4,500千円 【平成14年度以降新設するもの】 ・I型 7人以上 職員1人以上 年額8,500千円 ・II型 5~6人 職員1人以上 年額4,500千円 【平成14年度補助金制度改正】 A、B、C、Dについて、小規模通所授産施設に移行 まで(平成16年度末まで)の経過措置として補助す る ※平成13年度までに府が設置を認めているもの
兵庫県	兵庫県健康生活館補助金交付要綱(心身障害者小規模通所授産事業実施要綱)(1989年)	健康生活部 福祉局 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町 県:1/2 市町:1/2	要綱改定	645,363 (634,013)	205 (193)	【運営費】 ・A.利用者5人以上、指導員1人 年額3,136,800円 ・B.利用者5人以上、指導員2人 年額5,313,600円 ・C.利用者16人以上、指導員3人 年額7,490,400円 ・事業費:利用者1人あたり月額8,330円 【運営費その他】 ・交通費補助:通所費用月額8,000円を超える額の1/2
兵庫県	兵庫県健康生活館補助金交付要綱(精神障害者小規模作業所運営費補助事業実施要綱)(2000年)	健康生活部 福祉局 障害福祉課	精神障害者	市町 県:1/2 市町:1/2	要綱改定	270,796 (228,104)	66 (61)	【運営費】 ・A.利用者5人以上、指導員1人 年額3,136,800円 ・B.利用者5人以上、指導員2人 年額5,313,600円 ・C.利用者16人以上、指導員3人 年額7,490,400円 ・事業費:利用者1人あたり月額8,330円 【運営費その他】 ・交通費補助:通所費用月額8,000円を超える額の1/2
奈良県	奈良県心身障害者通所授産事業補助金交付要綱(1978年)	福祉部 障害福祉課	身体障害者 知的障害者	市町村等 県:2/3 市町村:1/3 +比值:1/3 (+社協運営の作業所の場合)	なし	127,681 (142,971)	34 (35)	【運営費】 ・A.利用者5~8人 職員2人 週5日 年額 5,100千円 ・B.利用者9~14人 職員2.5人 週5日 年額 5,750千円 ・C.利用者15~19人 職員3人 週5日 年額 6,750千円 +利用者1人あたり月額 5千円(19人限度) ・重度加算:利用者1人あたり月額 5.7千円(19人限度:県1/2負担)
奈良県	奈良県精神障害者小規模作業所運営費補助金交付要綱(1994年)	福祉部 障害福祉局 健康福祉課	精神障害者	市町村 県:1/2 市町村:1/2	なし	23,670 (11,985)	6 (5)	【運営費】 ・A.利用者5~8人 指導員2人 週5日以上 年額 5,100千円 ・B.利用者9~14人 指導員2人補助1人 週5日以上 年額 5,750千円 ・C.利用者15人以上 指導員3人 週5日以上 年額 6,750千円 ・人数加算:利用者1人あたり 月額5千円(年額1,40千円限度)